

奈良市公報

号外第16号

平成20年 7月10日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

教育委員会

- 臨時教育委員会の開催（2件）…………… 1
- 指定管理者の指定（28件）…………… 2
- 奈良市少年指導センター設置規則を廃止する規則…… 9
- 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則… 9
- 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則……………10
- 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則……………12
- 学校教育法の一部改正に伴う関連教育委員会規則の整備に関する規則……………12
- 奈良市立幼稚園規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則……………12
- 奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則……13
- 奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部を改正する規則……………19
- 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則を廃止する規則……………19
- 奈良市体育施設条例施行規則を廃止する規則……………19
- 奈良市体育指導委員に関する規則を廃止する規則……19
- 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則……………19
- 奈良市青年の家交楽館条例施行規則を廃止する規則…19
- 奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を改正する訓令……………20
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………20
- 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令……………20
- 奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則……………20

教育委員会

奈良市教育委員会告示第6号

平成20年 3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年 3月17日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 日時
平成20年 3月19日（水）午後2時から
- 2 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
議 事
議案第97号 平成20年 4月市費支弁教員（管理職）の異動について
議案第98号 平成20年 4月県費負担教員（管理職）の異動について
傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。
(平成20年 3月17日揭示済)

奈良市教育委員会告示第7号

平成20年 3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年 3月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 日時
平成20年 3月25日（火）午前11時30分から
- 2 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
議 事
議案第99号 奈良市少年指導センター設置規則の廃止について
議案第100号 教育長に対する委任事務規則の一部改正について
議案第101号 教育機関等の職員の勤務時間に関する規則の一部改正について
議案第102号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について
議案第103号 奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正について
議案第104号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について
議案第105号 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部改正について
議案第106号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会

- 規則の一部改正について
- 議案第107号 学校教育法の一部改正に伴う関連教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第108号 奈良市立幼稚園規則の一部改正について
- 議案第109号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議書及び規則の制定について
- 議案第110号 奈良市公民館条例施行規則の一部改正について
- 議案第111号 奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部改正について
- 議案第112号 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の廃止について
- 議案第113号 奈良市体育施設条例施行規則の廃止について
- 議案第114号 奈良市体育指導委員に関する規則の廃止について
- 議案第115号 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の廃止について
- 議案第116号 奈良市青年の家交楽館条例施行規則の廃止について

傍聴受付は、開催日の午前10時30分から午前11時20分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年3月21日揭示済)

奈良市教育委員会告示第8号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町五丁目35番地
学園三碓地区自治連合会
会長 上田 勝康
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高樋町317番地
高樋町自治会
会長 谷中 弘一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第10号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東九条町318番地
南部公民館東九条分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町536番地の1
東九条町自治会
会長 竹村 健
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年 3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会
会長 山口 清和
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年 3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第12号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路南町1番22号
三笠公民館大安寺西分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大森西町13番29号
大安寺西地区自治連合会
会長 浅岡 照夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年 3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第13号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町336番地の1
田原公民館横田分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の1
田原地区自治連合会
会長 東尾 善弘
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年 3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町851番地
水間町自治会
会長 峯村 嘉明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理

に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第15号

田原公民館柚ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柚ノ川町698番地
田原公民館柚ノ川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柚ノ川町366番地
柚ノ川町自治会
会長 勝井 武
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館柚ノ川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館柚ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館柚ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第16号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄北二丁目5番5号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 松田 信夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第17号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町603番地
興ヶ原町自治会
会長 阿部 裕士
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第18号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地2730番地
邑地町自治会
会長 中西 貞夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。

ること。

(3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第19号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市丹生町847番地
柳生公民館丹生分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町836番地
丹生町自治会
会長 柏木 一彦
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
(2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北野山町724番地
柳生公民館北野山分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北野山町296番地
北野山町自治会
会長 尾矢戸 幸男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。

(2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第21号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町291番地の3
若草公民館佐保分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮町941番地の10
若草公民館佐保分館運営委員会
委員長 谷口 晴康
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関すること。
(2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第22号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市須川町776番地
興東公民館東里分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南庄町598番地
東里地区自治連合会
会長 北畑 一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町3109番地の2
興東公民館狭川分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市下狭川町2156番地の1
狭川地区自治連合会
会長 藤澤 久男
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第24号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大平尾町471番地
興東公民館大平尾分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大平尾町748番地
大平尾町自治会
会長 今西 康高
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町200番地の25
西木辻八軒町自治会
会長 武部 尊善
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第26号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会
会長 市川 将
- 3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第27号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南京終町七丁目554番地の3
春日公民館済美南分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市南京終町四丁目232番地の1
済美南地区自治連合会
会長 萩原 征二

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第28号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三松三丁目1番7号
三松自治会
会長 松田 良雄

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第29号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
二名公民館西登美ヶ丘分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西登美ヶ丘五丁目5番7号
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 清水 達郎

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第30号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目24番1号
京西公民館平松分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市宝来三丁目5番12号

平松一丁目自治会

会長 山中 清

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関すること。
- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第31号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長 中川 徹

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関すること。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第32号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市歌姫町1094番地

平城公民館歌姫分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市歌姫町1381番地の1

歌姫町自治会

会長 木下 隆之

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関すること。
- (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第33号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市白毫寺町58番地の2

飛鳥公民館白毫寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市白毫寺町91番地の2

白毫寺町連合自治会

会長 山脇 太加士

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関すること。
- (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成20年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第34号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町2491番地
佐紀中町一丁目自治会
会長 溝辺 文昭
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事
こと。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事
こと。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理
に関する事
こと。
- (4) その他教育委員会が定める事
こと。
(平成20年 3月27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第35号

都跡公民館尼辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 3月27日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路五丁目 2番44号
都跡公民館尼辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市四条大路五丁目 2番45号
都跡地区自治連合会
会長 松本 末男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 都跡公民館尼辻分館の事業の実施に関する事
こと。
- (2) 都跡公民館尼辻分館の使用承認及び使用制限に関する事
こと。
- (3) 都跡公民館尼辻分館の施設及び附属設備の維持管理
に関する事
こと。
- (4) その他教育委員会が定める事
こと。
(平成20年 3月27日揭示済)

奈良市少年指導センター設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市少年指導センター設置規則を廃止する規則
奈良市少年指導センター設置規則(昭和43年奈良市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年 4月1日から施行する。
(平成20年 3月27日揭示済)

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第6号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
教育長に対する事務委任規則(昭和27年奈良市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 教育に関する事務の管理及び基本的な方針に関する事
こと。

第1条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関する事
こと。

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事
こと。

第1条第8号から第11号までを削り、同条第12号中「、スポーツ振興審議会委員、体育指導委員」を削り、「文化財審議会委員」を「文化財保護審議会委員」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 教育委員会の権限に属する事務(教育長委任事務を含む。)の管理並びに執行状況の点検及び評価に関する事
こと。

第1条中第13号を第10号とし、同条第14号中「定め入学校を指定する」を「定める」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第15号を第12号とする。

附 則

この規則は、平成20年 4月1日から施行する。
(平成20年 3月28日揭示済)

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第7号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則(昭和47年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表南部体育館、青少年野外活動センター及び図書館の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年 4月1日から施行する。
(平成20年 3月28日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条を次のように改める。

（部、課及び係の設置）

第2条 事務局に次の部を設置する。

教育総務部

学校教育部

2 前項の部に次の課及び係を設置する。

教育総務部

教育総務課 庶務係 経理係 学校事務管理係 施設係

教育企画課 総合調整係 企画調査係

文化財課 文化財総務係 指定文化財係 文化財企画係

学校教育部

学校教育課 庶務係 指導係 保健係 研修係 教育センター準備係

学務課 学事係 教職員係 給食係

人権教育課

青少年指導課 庶務係 青少年係 指導係

高校総体推進課

第3条から第5条までを削る。

第2条の2庶務係の部分中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を削り、第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 社会教育の総合調整に関する事。

(4) 社会教育委員に関する事。

第2条の2経理係の部分の第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条学校事務管理係の部分の第1号中「及び中学校」を「、中学校及び幼稚園」に改め、同条施設係の部分の第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 学校教育施設の維持管理に関する事。

第2条の2施設係の部分に次の1号を加え、同条を第3条とする。

(6) 社会教育施設の建設計画及び総括管理に関する事。

第3条の次に次の1号を加える。

（教育企画課の事務）

第4条 教育企画課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総合調整係

- (1) 教育施策事業に係る関係団体及び関係部局との総合調整に関する事。
- (2) 学校及び幼稚園の適正配置及び適正規模の施策推進に関する事。
- (3) 主要な教育行政の広報に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

企画調査係

- (1) 教育行政の総合的企画に関する事。
- (2) 重要な教育施策の企画に関する事。
- (3) 学校及び幼稚園の適正配置及び適正規模の計画に関する事。
- (4) 事務局内の他課の主管に属さない重要な教育施策の調査及び研究に関する事。

第6条庶務係の部分中「庶務係」を「文化財総務係」に改め、同部分の第1号中「事業の総合企画」を「の総合企画及び調整」に改め、同部分の第2号中「及び」を「、市史編集審査会及び」に改め、同部分の第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (4) 文化財保存用地の取得及び管理に関する事。
- (5) 文化財に係る補助申請に関する事。
- (6) 埋蔵文化財の保護に関する事（埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。）。
- (7) 埋蔵文化財に係る届出等の事務に関する事。

第6条調査係の部分中「調査係」を「指定文化財係」に改め、同部分中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 文化財の保護に関する事（課内の他係及び埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。）。
- 第6条調査係の部分の第3号中「に係る」を「の」に改め、同部分の第4号を次のように改める。
- (4) 文化財の指定及び解除に関する事。
- 第6条調査係の部分に次の3号を加える。
- (5) 文化財の普及及び啓発に関する事。
 - (6) 指定文化財に係る現状変更等の事務に関する事。
 - (7) 世界遺産に関する事。

第6条記念物係の部分次のように改める。

文化財企画係

- (1) 記念物の保護に関する事。
- (2) 記念物の調査、研究及び記録に関する事。
- (3) 記念物に係る資料の収集に関する事。
- (4) 記念物の整備、公開に関する事。
- (5) 記念物に係る現状変更等の事務に関する事。

第6条世界遺産係の部分削り、同条を第5条とする。

第5条の次に次の1号を加える。

（学校教育課の事務）

第6条 学校教育課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 教育指導資料の調整及び利用に関する事。

- (2) 日本学書展に関する事。
- (3) 教科書の支給事務に関する事。
- (4) 部内の他課の主管に属しない事。
- (5) 部及び課の庶務に関する事。

指導係

- (1) 校園長会、教頭会及び主任者会に関する事。
- (2) 学校教育及び学校経営の指導助言に関する事。
- (3) 教育課程に関する事。
- (4) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (5) 未就学及び長期欠席児童生徒に関する事。
- (6) 学校体育に関する事。

保健係

- (1) 幼児、児童及び生徒の健康管理に関する事。
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (3) 学校保健計画及び学校環境衛生の管理指導に関する事。
- (4) 養護部会及び保健主事会に関する事。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

研修係

- (1) 教員の研修に関する事。
- (2) 教育研修機関との連絡調整に関する事。

教育センター準備係

- (1) 教育センターの建設計画に関する事。
- (2) 教育センター管理運営検討委員会に関する事。

第7条を次のように改める。

(学務課の事務)

第7条 学務課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

学事係

- (1) 学校及び幼稚園の設置並びに廃止に関する事。
- (2) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (3) 学級編成に関する事。
- (4) 通学区域の設定及び改廃に関する事。
- (5) 通学路の安全確保に関する事。
- (6) 就学援助に関する事。
- (7) 奨学資金等に関する事。
- (8) 学校基本調査に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

教職員係

- (1) 教員及び県費職員の人事に関する事。
- (2) 県費教員の任免その他進退の内申に関する事。
- (3) 市費教員の給与その他の給付に関する事。
- (4) 教職員の組織する職員団体にに関する事。
- (5) 教員の健康管理及び福利厚生に関する事。
- (6) 県費職員の任免その他進退の内申に関する事。

給食係

- (1) 学校給食の企画及び運営に関する事。
- (2) 学校給食の実施に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 給食器材の整備に関する事。
- (4) 学校給食関係団体にに関する事。
- (5) 学校給食調理員に関する事。

- (6) その他学校給食に関する事。

第8条の見出しを「(人権教育課の事務)」に改め、同条第1項中「人権教育推進室」を「人権教育課」に改め、同項第6号中「室」を「課」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 子ども人権活動に関する事。

第8条第2項を削る。

第11条の表青少年児童会館の項中「生涯学習部」を「学校教育部」に、「生涯学習課」を「青少年指導課」に改め、同表平城京左京三条二坊宮跡庭園の項中「生涯学習部」を「教育総務部」に改め、同条を第13条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条の表を次のように改める。

教育機関	所 轄	
	部	課
学校	学校教育部	
学校給食センター	学校教育部	学務課
黒髪山キャンプフィールド	学校教育部	青少年指導課
菅原はにわ窯公園	教育総務部	文化財課
文化財保存公開施設		

第10条を第12条とし、同条の前に見出しとして「(教育機関等)」を付する。

第9条第6項第1号中「教育総務部長」を「学校教育部長」に改め、同項第2号中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改め、同条を第11条とする。

第8条の次に次の2条を加える。

(青少年指導課の事務)

第9条 青少年指導課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 少年非行防止関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 少年非行防止の情報、資料の整理に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

青少年係

- (1) 青少年教育に関する事。
- (2) 青少年団体の指導育成に関する事。
- (3) 青少年問題協議会に関する事。
- (4) 青少年活動の振興に関する事。
- (5) 青少年児童会館に関する事。
- (6) 黒髪山キャンプフィールドに関する事。

指導係

- (1) 少年非行防止の街頭指導に関する事。
- (2) 少年非行防止の環境浄化活動に関する事。
- (3) 少年非行防止の啓発活動に関する事。
- (4) 健全育成・非行防止の相談活動に関する事。
- (5) 生徒指導上の指導助言に関する事。
- (6) わかば教室の管理、運営に関する事。

(高校総体推進課)

第10条 高校総体推進課の所掌事務は、おおむね次のとお

りとする。

- (1) 奈良県実行委員会の企画・運営等の連絡調整に関すること。
- (2) 奈良市庁内推進委員会に関すること。
- (3) 大会の広報及び告知活動に関すること。
- (4) 大会の支援に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第9号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則（昭和63年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会事務局教育総務部」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月28日揭示済)

学校教育法の一部改正に伴う関連教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第10号

学校教育法の一部改正に伴う関連教育委員会規則の整備に関する規則

(奈良市教科用図書選定委員会規則の一部改正)

第1条 奈良市教科用図書選定委員会規則（平成16年奈良市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第3項中「教頭、教員」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」に改める。

(奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則（平成18年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項の表中「教頭」を「副校長及び教頭」に、「教諭及び養護教諭」を「主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭」に、「所属する学校の教頭」を「副校長を配置する学校にあっては所属する学校の副校長、その他の学校にあっては所属する

学校の教頭」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第3条 学校教育法施行細則（昭和32年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号中「教頭、教諭、養護教諭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」に改める。

(奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭、教諭、養護教諭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」に改める。

第12条の2を次のように改める。

(学校評価の報告等)

第12条の2 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第50条の3の規定により同規則第50条又は第50条の2の規定による学校評価（以下この条において「学校評価」という。）の結果を委員会に報告するときは、学校評価を踏まえた今後の改善方策について併せて報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第31条中「(昭和22年文部省令第11号)」を削る。

第5条 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第50条の3」を「第68条」に、「第50条」を「第66条」に、「第50条の2」を「第67条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条中奈良市立学校の管理運営に関する規則第12条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第11号

奈良市立幼稚園規則の一部を改正する規則

奈良市立幼稚園規則（昭和26年奈良市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「35人」を「30人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関す

る規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第12号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち別表の左欄に掲げる事務を、市長の補助執行機関である職員のうち、副市長及び同表右欄に掲げる職員(以下これらを「補助執行職員」という。)に補助執行させるものとする。

(専決)

第3条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合において、補助執行職員は、奈良市教育委員会事務専決規程(昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号)の規定を準用して、所管に係る事項を専決することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事務	補助執行職員
集会所に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
成人教育に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
人権教育に関すること(学校における人権教育に関することを除く)。	市民活動部長及び人権啓発課の職員
視聴覚教育に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
社会教育関係団体の総括に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
家庭教育に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
公民館運営審議会に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
地域と学校の連携事業に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
生涯学習の基本計画及び総合調整に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
公民館に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員
学校施設の開放に関すること。	市民活動部長及びスポーツ課の職員
図書館に関すること。	市民活動部長及び図書館の職員

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第13号

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市公民館条例施行規則(昭和39年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「14日」を「1箇月」に改める。

第7条中「の使用者」を「及び分館の使用の承認を受けた者」に改め、「清掃を行うとともに」を削り、同条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

(使用時間の延長)

第7条 公民館の使用の承認を受けた者は、やむを得ない理由により、当該使用承認に係る使用時間を超過して公民館を使用しようとする場合は、使用変更申請書に既に交付を受けた使用承認書及び使用変更承認書(使用変更承認書の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を添えてあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認した場合は、使用変更承認書を交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第8条 条例別表の2の規定による規則で定める附属設備について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第9条 公民館の使用の承認を受けた者は、使用承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

(1) 第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日

(2) 国又は地方公共団体が使用する場合であつて、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後1箇月に当たる日

(使用料の減免)

第10条 条例第8条の3の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市公民館使用料減免申請書(別記第3号様式)に使用承認書及び使用変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市公民館使用料減免決定通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 条例第8条の4ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、奈良市公民館使用料還付申請書(別記第5号様式)に使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市公民館使用料還付決定通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区 分	附属設備の名称	単 位	1回当たりの使用料
生涯学習センター	陶芸焼窯	1式	3,000円

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条~第7条関係)

奈良市

承認
使用 変更 申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

住 所
使用者 団 体 名

氏名又は
代表者名

電話番号 ()

下記のとおり を使用(変更使用)したいから承認して下さい。

使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	使用目的 (変更理由)	
使用予定人員		使用料	※ 円
特別設備	設ける(その概要) 設けない	行 事 概 要	
使用室	室 名	使用時間	室 名
	階 室	時~ 時	階 室
	階 室	時~ 時	階 室
摘要			

記載上の注意

- 1 ※印のあるところは記入しないこと。
- 2 不要の文章は——線で消すこと。

第2号様式（第5条～第7条、第9条～第11条関係）

承認第 号

奈良市

使用承認書
変更承認

住所
申請者
氏名

様

年 月 日づけで申請のあった奈良市
ことについては、次のとおり使用（変更使用）を承認します。

使用の

年 月 日

指定管理者

- 1 使用承認の日時
- 2 使用承認の目的
- 3 使用承認の室名
- 4 附帯設備
- 5 条件
- 6 使用料

（注）裏面に使用心得を記載する。

別記第2号様式の次に次の4様式を加える。

第3号様式（第10条関係）

奈良市公民館使用料減免申請書

受付第 号
年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所 _____
使用者 団 体 名 _____
氏 名 又 は _____
代 表 者 名 _____
電 話 番 号 () _____

奈良市公民館条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) : から 年 月 日 (曜 日) : まで
使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
減免の理由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第4号様式（第10条関係）

奈良市公民館使用料減免決定通知書

住 所 _____
使用者 団 体 名 _____
氏 名 又 は _____
代 表 者 名 _____
電 話 番 号 () _____

使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) : から 年 月 日 (曜 日) : まで
使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
減免の理由	

奈良市公民館使用料の減免については、奈良市公民館条例第8条の3の規定に基づき免除することを決定しました。

通知第 号
年 月 日

奈良市長



第5号様式（第11条関係）

奈良市公民館使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所 _____
使用者 団 体 名 _____
氏名又は _____
代表者名 _____
電話番号 () _____

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	

注意事項

使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添付してください。

第6号様式（第11条関係）

奈良市公民館使用料還付決定通知書

住 所 _____
使用者 団 体 名 _____
氏名又は _____
代表者名 _____ 様
電話番号 () _____

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	
<p>還付の内訳</p> <input type="checkbox"/> 奈良市公民館条例第8条の4本文の規定を適用し、還付しません。 <input type="checkbox"/> 奈良市公民館条例第8条の4ただし書の規定を適用し、使用料 円を還付します。	

奈良市公民館使用料の還付については、上記のとおり決定しました。

奈良市長

印

通知第 号
年 月 日

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成20年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市公民館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請される使用承認に係る使用料について適用し、同日前に申請される使用承認については、なお従前の例による。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第14号

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の一部を改正する規則

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則(昭和58年奈良市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生涯学習部」を「教育総務部」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- 埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び記録に関すること。
- 出土品、記録等の整理保存に関すること。
- 発掘調査報告書の刊行に関すること。
- 埋蔵文化財に係る資料の収集に関すること。
- 埋蔵文化財に係る公開及び活用に関すること。
- センターの庶務に関すること。

第3条第1項中「係長、その他」を「所長補佐、主任その他」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 所長補佐は、所長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督するとともに、所長に事故があるときは、所長の職務を代理する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第15号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則を廃止する規則

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則(昭和61年奈良市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第16号

奈良市体育施設条例施行規則を廃止する規則

奈良市体育施設条例施行規則(昭和60年奈良市教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市体育指導委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第17号

奈良市体育指導委員に関する規則を廃止する規則

奈良市体育指導委員に関する規則(昭和37年奈良市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第18号

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則(平成元年奈良市教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市青年の家交楽館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第19号

奈良市青年の家交楽館条例施行規則を廃止する規則
奈良市青年の家交楽館条例施行規則（昭和58年奈良市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
教育長 中尾 勝二

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「生涯学習部長」を「学校教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
教育長 中尾 勝二

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、室長、所長」を削る。

第3条第4号中「、課長、室長及び所長」を「及び課長」に改める。

第4条中「、少年指導センター所長」を削り、同条課長等共通の部分の第1号中「保険料」の次に「(賃金分社会保険料を含む。)」を加え、同条スポーツ課長の部分を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを削り、第11条を第7条とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市教育委員会
教育長 中尾 勝二

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程（平成14年奈良市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育総務部長」を「学校教育部長」に改める。

第6条中「教育総務部」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

委 員	学校教育課長 学務課長 人権教育課長 青少年指導課長
-----	-------------------------------

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月28日揭示済)

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

奈良市教育委員会規則第20号

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則

奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「奈良市立中央図書館及び奈良市立西部図書館に」を削り、同条第5項中「(北部図書館長を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月28日揭示済)